

平成26年度 第2回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成27年2月24日（火）午後6時00分～7時48分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長

矢吹 徹雄 副会長

植松 美由紀 委員

村上 岑子 委員

斯波 悅久 委員

[諮詢課] 保健福祉部長 沢田 茂明

同部福祉総務課長 桑島 朋子

同課主幹 高井 史朗

教育委員会生涯学習部長 百井 宏己

同部学校給食センター長 成田 和幸

同センター給食担当主査 近藤 和磨

同担当主任 新井田 栄治

同部学校教育課学校教育担当主査 山下 和乃

同担当主査 樋口 潤作

[事務局] 総務部長 佐々木 隆哉

同部情報政策課長 椿原 功

同課文書・統計担当主査 工藤 隆之

同担当主任 作田 洋二

傍聴者 なし

議 題

【諮詢の取下げ】

- ① 石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について（継続案件、福祉総務課）

【諮詢】

- ① 学校給食費収納管理システムのオンライン結合について（学校給食センター）
- ② 北海道公立学校校務支援システムの導入に係るオンライン結合について（学校教育課）

配付資料

- 1) 諮問の取下げ①の文書
- 2) 1) の説明資料
- 3) 諮問①の諮問書
- 4) 3) の説明資料
- 5) 諮問②の諮問書
- 6) 5) の説明資料

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事をした後でお疲れでございます。開会の時間となりましたのでただいまより、平成26年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

初めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】皆様こんばんは。今年度の第2回審査会ということで、前回より約10カ月ぶりです。本日の案件は3件ですので、スムーズに審議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

○議題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方から説明願います。

【椿原課長】本日は、初めに、継続案件であります「石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について」の諮問取下げについてご説明をした後、「学校給食費収納管理システムのオンライン結合について」、「北海道公立学校校務支援システムの導入に係るオンライン結合について」と2件をご審議いただきます。

○諮問

【向田会長】それでは、諮問を受けます。

【佐々木部長】佐々木総務部長諮問書を代読（諮問2件）

【百井部長】百井教育委員会生涯学習部長諮問書を代読（諮問1件）

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、本日配付いたしました資料の確認をいたします。

1枚ものの「会議次第」のほかは右上に、書類番号をふっています。書類番号1-1と1-2は、諮問の取下げ①「石狩市民生委員児童委員活動に係る個人情報の提供について」の諮問取下げ書の写しと資料です。書類番号2-1から2-4は、諮問①「学校給食費収納管理システムのオンライン結合について」の諮問書の写しと資料です。書類番号3-1から3-5は、諮問②「北海道公立学校校務支援システムの導入に係るオンライン結合について」の諮問書の写しと資料です。以上、資料そろってございますか。

次に、諮問内容及び資料の説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず、始めに、諮問の取下げ①について、保健福祉部福祉総務課よりご説明申し上げます。次に、諮問①については、所管は環境市民部市民課ですが、説明は、オンライン結合の申請者である教育委員会生涯学習部学校給食センターよりいたします。次に、諮問②について、教育委員会生涯学習部学校教育課よりご説明申し上げます。

○議 事

諮問の取下げ①

【向田会長】それでは、諮問の取下げの案件につきまして、諮問課の方より説明をお願いします。

【高井主幹】福祉総務課、高井と申します。私の方から諮問の取下げの案件についてご説明させていただきます。

本案件については、昨年4月に開催されました、第1回審査会におきまして、諮問をさせていただいたところでございますが、ご審議を頂いた中でのご意見として、対象者の詳細な情報を提供する必要性、また、対象となる全ての方の名簿を民生委員に提供する必要性、また、名簿の提供を受けました民生委員がその情報を個人宅で保管することの危険性などについてご指摘をいただいたところでございます。

これら審査会でのご意見を踏まえ、所管課において、その対象者や提供する情報の絞り込み、また、その管理について再考する必要があると判断したことから、改めて調整を行うことといたしまして、本諮問を取り下げることとしたものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

【向田会長】ただいまの説明につきまして、どうぞご自由に審議をお願いします。何か特にございませんか。どうぞ。

【村上委員】民生委員さんって身近な人ですね、そういう方たちの業務の中で、こういう情報がどう使われるか大変気になったところでしたが、こういう形になったことは、私たちの意見で良かったのかなというふうに思っております。

【向田会長】今回の案件は取下げという話になりましたが、将来的には今後何か新しいものが出てくるのでしょうか。いかがですか。

【沢田部長】保健福祉部長の沢田です。

【向田会長】今日は取り立ての話ということでなく、今後の話ということで。

【沢田部長】正直に言って、民生委員さんは日ごろから災害時がどうのこうのというよりは、民生委員活動の中で情報を知ることが、見守りも含めた社会環境の悪化を防ぐということでより効率的な活動をしたい。その中で出来る限り守秘義務もありますし、必要な情報は市側から提供してもらえないかということが発端なものですから、そこでもってきて情報のセキュリティの関係で今回取下げたことでの代替策というのは特にご

ざいません。

ただ、平成 27 年度、新年度から様々な福祉の計画の策がスタートします。特に、地域福祉計画、これについては地域の見守りの課題も含めて、どのような形で地域資源を活用していくかということがひとつ重要なことで、その中で改めて地域町内会、民生委員さんと話をしながら取り進めていく。何らかの形でブロック毎に最低限の情報が欲しいという話はまた出ると思いますので、その節はまた、この審査会も含めてご相談をさせていただければなというふうに思っております。

【向田会長】本件について、特に何かありますか。よろしいでしょうか。

【全委員】はい。

【向田会長】では、本件については、了承します。

諮詢①

【向田会長】諮詢①の学校給食費収納管理システムのオンライン結合についてお願ひします。

それでは、諮詢課より諮詢内容について説明をお願いします。

【近藤主査】学校給食センター給食担当主査の近藤と申します。本日は宜しくお願ひいたします。

私からは、学校給食費収納管理システムのオンライン結合につきまして説明をさせていただきます。早速ですけれども、お手元の資料、書類番号でいいますと 2-2 「給食費年度別収納率」をご覧ください。平成 22 年度から 25 年度までの 4 カ年分の給食費収納率を掲載しております。上の部分、石狩市学校給食センターと書いてありますけれども、ここは花川地区などの旧石狩市、中ほどに厚田学校給食センターとございます。これは厚田区及び浜益区に該当する分です。その下が合計となっております。

本日は、合計のうち、「現年度合計」という欄をご覧ください。この H25 の収納率は 98.07%、となっております。そのすぐ上、収入未済額 524 万 3,981 円となっております。そこに記載してありませんけれども、収納率が 4 カ年平均でも 98.31% となっておりまして、収入未済額も例年 500 万円程度発生しております。

次に、その下の「過年度合計」をご覧ください。H25 収納率 8.16% となってございます。4 カ年平均もほぼ同様で 8.13% となっております。過年度の収入未済額は、H25 で 2,201 万 2,987 円、これは 231 世帯分の滞納額となっております。過年度の収入済額、ただ今申し上げた数字の二つ上になりますけれども、H25 で 195 万 6,031 円となっておりまして、毎年ほぼ同じ位、約 200 万円で推移しております。

さきほどお話したように現年度に約 500 万円の収入未済が発生しますので、このままであれば単純に毎年 300 万円ずつ滞納額が増えていくということになってしまいます。そのため、学校給食センターでは、給食費の収納率向上に向けて、適正な賦課と並び徵収の強化を図ることとしております。

滞納が生じた場合には、給食費収納管理システムに登録された連絡先に「督促状」を送りまして、その上でその後の滞納整理を行うということになります。

長期間未納が続くようであれば、「催告状」を送付して支払いを強く求め、それでも納付していただけない場合には、民事訴訟法に基づく支払督促の申し立てを裁判所に行うこともあります。

しかしながら、システムに登録している情報の基となっているのが学校から提出される名簿でありまして、保護者氏名、住所が誤っていたり、アパート名が抜けていたり、といったケースも少なくなく、情報の正確性に欠ける面がございます。

督促状が届かないで戻ってきた場合には、その都度市民課に公用請求を行い、正確な住所・氏名を入手し督促状を送り直すという必要がありまして、1件に掛ける事務量及び作業時間が多くなるという課題を抱えております。

ここで督促状送付の流れ、につきまして簡単に説明をさせていただきます。督促状は前月分までの未納がある場合に発行いたします。例えば、今月は明日、督促状を発送する予定となっております。1月分の給食費の口座振替日は1月28日でしたが、その日に引き落とし出来なかったものについて2月16日に再度振替を行いました。それでも引き落としきれなかったものと12月分以前の未納分、これらを対象にした督促状を今回発送いたします。

平成25年度は、延べ1,916通を送付いたしました。平成26年度はまだ途中でございますけれども、今までの所、延べ1,550通を送付しております。今後、明日発送する1月分209通のほか、2月分、3月分を送付する予定となっており、最終的にはH26年度で2,200から2,300通ほどの送付になると思われます。

今回質問をお願いいたしました給食費収納管理システムが住民基本台帳とオンライン結合をすることで、正確な情報を、すばやく、効率的に給食費の賦課及び徴収業務に利用することができ、それにより事務軽減が図られるものと見込んでおります。

次に書類番号2-3をご覧ください。「宛名照会」と書いてございます。これは、システム委託会社のマニュアルから抜粋したもので、システムがオンライン結合した場合の処理画面イメージとなっております。マニュアルをコピーしたものを更にコピーしたものなので非常に見づらくなっていますがご容赦願います。

宛名照会は、対象者を探すときに使用します。カナ検索することでこの資料の画面となりまして、必要な情報の閲覧が出来るようになります。セキュリティ関係についてですが、オンライン結合が可能となつても給食センター側には閲覧制限が掛かりまして、給食センターからアクセスできるのは限られた情報です。督促状の発付及びその後の徴収業務に必要な氏名、住所、性別、生年月日、本籍・国籍、続柄、世帯員という情報の閲覧に限定されます。また、給食センター職員のログオン時には、個人ごとに割り振られたID番号が必要で、パスワードと併せて徹底したログ管理を行います。

次に書類番号2-4「照会画面」をご覧ください。これは、給食費の収納状況を確認するための画面となっております。対象となる者の収納額と未納額を年度別・期別に確認

することが出来ます。データ保存につきましては、文書保存規程に準じ5年保存としておりまして、未納分を完納するなどで債務が消滅した者につきましては、5年後にデータを削除し、余分なデータを持たないこととします。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【向田会長】ありがとうございます。どうぞご自由に審議を。

【矢吹副会長】一つ確認なのですが、今年、今までに1,550通 督促状を出していると。このうち、住所が不完全あるいは不明、宛所に尋ねあたりません等で戻ってきたのは何通あるのですか。

【近藤主査】今のところ、約1割が返戻となっております。

【矢吹副会長】はい。その次に、個人情報内容で対象者として、市内小中学校の児童生徒及び保護者というのは分かるのですが、市内小中学校の教職員というのがあるところを見ますと、これは学校の先生でも滞納しているということなのですか。あるいは同じく学校給食センター関係職員という部分も同じかと思います。これはどうですか。

【近藤主査】そうです。市内小中学校の教職員でありましても、事情は色々あるとは思いますけれども、例えば口座に入金し忘れということも含めまして支払の催促をさせていただく場合がございます。給食センターの職員につきましては実際には実例は無いですけれども、対象とはしております。

【矢吹副会長】はい。その次に、情報内容で督促状を出すだけという観点で考えれば、氏名と住所が分かれば十分であると考えますし、支払督促を考えても、氏名と住所、給食の契約を「保護者と石狩市」と考えるのか、「子供と石狩市」と考えるのかによりますけれど、「子供と石狩市」と考えたとしても親権者通常は両親の名前と住所が分かれれば十分だと考えるのですが、更に一步進めて言えば、子供が契約当事者だと考えた場合には、当該子供が成年に達した時の生年月日というの必要かも知れませんが、性別だとか続柄とか世帯員というのは必要なのでしょうか。

【新井田主任】学校給食センター担当の新井田と申します。ただ今のご質問なのですが、まず性別については、契約自体は「石狩市と保護者」という考え方で当初はスタートしております。年度が過ぎ滞納となる場合は、委員が言われた場合も想定できますけれども、性別については生徒を正確に把握するという上ではとても重要になってくる部分ですので必要であると思っておりまして、今時点でも学校を通じてのデータを求めているところです。更に、そのデータ自体が間違っている場合も有り得たものですから、正確性を求めさせていただいているところです。本籍、続柄についてもなのですが、これも小・中学生の子供さんを間違い無く正確に把握する上では必要だと考えておりまして、今時点で必要不可欠の情報として取扱させていただいておりますので、そのデータの正確性をもって効率良く賦課業務及び滞納者への事務を行いたいと思っているところです。

【矢吹副会長】情報内容として書いてある部分が非常に抽象的というか、例えば、ここで言っている氏名というのは、そうすると誰と誰の氏名かと、住所は多分一緒になるの

でしょうけれども、性別も誰と誰の性別なのかということをきちんとやっていく必要があるので、例えば②の市内小中学校の教職員の場合に、続柄とか世帯員とか本当に必要なですか。学校給食センター関係職員についても続柄、世帯員って、本当に必要なですか、という問題なのです。誰の、どの情報なんだということをきちっと書いてもらわないと良く分からぬことになります。

【新井田主任】今、ご質問いただいたことですけれども、まず市内小中学校の教職員につきましては、委員の言われましたとおり説明が不足しておりましたけれども、教職員に限った限定になります。ただ、給食センター関係職員になりますと我々職員もおりまし、業務委託をかけている公務サービスの職員もおりますので、その際には続柄、性別が必要になってきております。

【矢吹副会長】あの、ご免なさい。続柄って、誰との続柄が必要なのですか。

【向田会長】①で氏名って挙げているのは、要するに、児童生徒の氏名なのか、児童生徒プラス保護者の氏名なのか。

【新井田主任】そうです。

【向田会長】ここ、入るわけね。

【新井田主任】①については、そうです。

【向田会長】そこ、ちゃんと限定しないと見ただけでは分からぬ。

【矢吹副会長】それから学校給食センター関係職員について、たいてい成年だと思うので、続柄って誰との続柄がなんが必要なんですか。

【新井田主任】世帯主になっているか、配偶者がいるかという分けをさせていただく上で続柄を使わせていただいております。

【矢吹副会長】支払督促をやろうとしてもね、訴訟を提起しようとしても、配偶者がいますなんて何処にも書きませんよ。全く不要ですよ。個人の特定にも必要ないと思います。

【新井田主任】説明を初めにすべきでしたけれども、現年については口座振替を基本に納めていただいております。保護者が管理する形で、児童生徒のお名前の口座を振替になっている場合もありますし、保護者の場合も有り得ます。保護者の方が割合としては多いかというふうに理解しております。児童生徒と保護者を結び付ける意味での続柄等は必要であるとして業務上理解して事務を行っているところです。また、給食センターの職員についても、ご本人が世帯主の場合で、その方のお名前で口座振替の場合もありますけれども、旦那さんの口座であるという場合もありますので、そういう意味で続柄というのを利用させていただいているところです。

【矢吹副会長】今、滞納が問題になっている時ですよね。銀行口座から引き落とせるかどうか、銀行に引き落とし事務の委託をするかという話ではないんですね。だから、名義が銀行口座と違ってたって、違ってるから続柄が必要ですっていう事にはならない訳で、その人がその人の指定した口座から払われているか否かそれだけが問題なわけですね、その限りで、世帯員だとか配偶者がいるとか、その人との関係はどうなんだ、親が

いるとか、親との関係はどうなんだということは、成人については必要ないんじゃないですか、②と③については。①についてはさっきから言っているように、確かに給食については、保護者という概念を使っていますけれども、支払督促とかあるいは民事訴訟まで考えたときは契約当事者は誰かということで、契約当事者、子供に請求するのであれば、当然、法定代理人である親権者の住所氏名が必要になりますから氏名、住所、親権者の住所、氏名の情報を得るという必要があるかと思います。それだって世帯員、世帯員全員の情報を得ようとしているのであれば、まだ生まれたてで学校給食とは何の関係も無い小さな子供の情報だとか成人に達した子供の情報まで必要なですかということになります。このあたりをどう考えているのですか。

【新井田主任】はい。委員のご指摘のとおりのところもあるかとは思うのですけれど、当初のご説明の繰り返しになりますが、滞納強化という面で児童生徒が成人になられている場合も有り得ます。対象を特定するために今は公文書等対応しながら情報を得ているのですけれども、そういったところについては氏が変わられたりする場合もありますので、そういう場合も含めて事務をさせていただいておりまして、今後さらに徴収を強化するという上では、今回諮詢させていただく内容の情報を制限の中で目的に沿って利用させていただきたいと考えております。

【矢吹副会長】それでも、まだ世帯員の説明も出来ていませんし、続柄の説明も出来ていません。今のお話からするといったい給食費を払う義務者は誰なのですか。もう一度、ちょっとそこからスタートさせてもらいたいのですけれども。

【新井田主任】現年度分と滞納分、分けさせていただいてご説明申し上げます。現年度分については、さきほどのご説明と重なりますが口座振替を基本にさせていただいておりまして、児童生徒のお名前の口座である場合及び保護者の場合。

【矢吹副会長】ご免なさい。口座が誰かではないんです。支払義務を負っている人は誰なのか。もう少し言うと、あとで支払督促まで考えていらっしゃるのであれば、いったい訴訟の当事者はどなたですか。

【新井田主任】保護者に当たる方が対象になります。ただ、現年であっても同じ世帯に住んでいる保護者もあれば、同居していない方、例えば、身近な例で言うと祖父母が多いのですけれども、そういった方々も親権の形、保護者の形を取られているケースもございます。

【矢吹副会長】そうすると必要なのは、保護者の氏名、住所ですよね。そうなれば保護者の性別はいらないですよね。別に保護者がお父さんであっても、お母さんであってもいいですよね。保護者がお幾つであるかも知らないですよね。

【向田会長】実際はどういう形でやられているのですか。保護者に対してやっているのですね。

【新井田主任】はい。

【向田会長】その保護者は分かるのですね、今。そこがはっきりしないから、こういうことが出てくるわけですか。どうなんですか。

【新井田主任】学校からいただいたデータを基に事務を進めさせていただいております。ただ、さきほど言ったとおり、一部ですが返戻になっている部分がございます。

【矢吹副会長】だから保護者の住所が必要だというのは分かるので。保護者の氏名と住所という情報があれば宜しいんじゃないですかということになるのですよね。それなのに世帯員全員の情報が必要ですとか、続柄が必要ですとか、本籍・国籍が必要ですとか、保護者の生年月日も誰のとか書いていないから、保護者も対象であれば保護者の生年月日がどうして必要ですかということになるわけです。

対象となった子供を特定するために子供の氏名、住所、子供の性別、子供の生年月日は分かれます。でも、それは保護者の性別や生年月日が必要だという話にはならないわけで、いったい誰のどの情報まで取るのかということをきっちりしないとだめだと思います。

【佐々木部長】その話って今すぐ整理できるのですか。

【成田センター長】一般的な滞納整理などをする場合にですね、相手の方と中々直接お話をできないものですから、往々にして郵便などでやりとりするわけです。その中で、相手の方のお名前、生年月日からして、この人は親御さんなんだとか、こちらはおじいちゃんやおばあちゃんなんだとか。

【佐々木部長】必要性を言う前に、まず、氏名とは誰の氏名かとか、住所とは誰の住所とか、性別とは誰の性別という説明をまずちゃんと整理して言えるのですか。

【成田センター長】我々としては、関係する皆さんのは全ての氏名、住所、性別、生年月日を参考にしたいと思っていたのですけれども。

【村上委員】ちょっと聞いていいでしょうか。かつて私が教員で現場にいた時にこういう問題ありますよね。その話をするのはやっぱり保護者ですよね。それと、ここで最初に説明されたとおり1割ないしは2割の、あとの人たちはちゃんと納めているというか、口座から引き落とされている。まあ常にじゃないでしようけれどね。なんか間違っていることもある。1割、2割を対象とするのにこのオンライン結合という部分ですね。私、この説明を見ると、やっぱりオンラインというのは、大きく結合するというのが基本的にあるように思う訳ですけど、住民基本台帳には情報内容の①から⑦をセットにして、結合とか学校給食費の収納管理システム、これも結局オンライン化するわけですね。だから、それを併せてやることでもって、(2)の①から⑦が出てきたのかなと思っていて、そのところの説明が必要かなというふうに思っています。基本的には、オンライン結合という部分には安易に、まさにこれでなければというようなこと以外はね、使って欲しくないなというのが私の気持ちとしてあります。

だからここのシステムの結合という部分が、こういう形を生み出したのかなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。必要な1割2割の人の部分だけをオンラインでもって情報を得るということを考えていらっしゃいますか。

【新井田主任】徴収面に限ってお答えしますと、対象は限られた人数になると思うのですけれども、正しい給食費を算定させていただく上では、対象は全員にさせていただき

たいと考えております。

【村上委員】やはりそういうことですよね。だからそこにすごい問題があるなというふうに思っているんです。1割かそこらの部分の人間を対象にしなきゃいけない。学校のほうで情報が不正確だというのも私びっくりして、こんなもの学校長が「なにやってるんだ。」てなもんで。「しっかりやれ」と言えば先生だって対応する部分がダメだからオンラインというそういう安易な考え方に対してはおかしいですね。矢吹先生が細かく説明されてますからなおのことですけど。やはりこれにオンラインするっていうことで縛られて、こういう情報になっているのではないかなというふうに思います。

【百井部長】ちょっとすいません。

【佐々木部長】一回休憩入れてもよろしいでしょうか。

【向田会長】ちょっと今から休憩します。10分ほど。

午後6時44分 休憩

午後6時59分 再開

【向田会長】議事を再開します。それでどういうふうに。

【成田センター長】大変時間を要して申し訳ありませんでした。対象者ごとの必要内容なのですけれども、まず端的に申し上げまして、①番の市内小中学校の児童生徒については基本的に①から④までの住所、氏名、性別、生年月日が必要でございます。それから保護者については、同様に①、②住所、氏名が必要でございます。市内の教職員ですかとかセンター関係職員などは①、②の住所、氏名だけで十分でございますが、滞納整理の中で、仮に将来例えば名前が変わったとか、そういったことがあった場合に本籍地に照会することもあります。というのは石狩からどちらかに転出してさらにそのあと転出、転居する場合にですね、住民票の附票なども請求したりしますので、そのためには本籍地が必要でございます。そういう少ない事例ですけれども、必要な場面があるということございます。通常業務ではほとんどが、住所、氏名の閲覧にとどまるというのが実態でございます。

【矢吹副会長】今はね、本籍ってセンシティブな情報というふうにされているんですね。就職活動などでも本籍を書かせてはいけないということになっているのです。これは差別問題と非常に結びつくから。そういう中で全児童の、児童及びその保護者の使う使わないに関係無く本籍情報を得る必要があるのだろうかということなのです。確かに追求していく上で必要になることはあります。でも、それは住所が分かれば住所に基づいて住民票をもらう、6年も7年も何も手をつけずに放置しておいたという時であれば別ですよ。そうじゃなくて、普通であれば1年2年のうちにやるのであれば、住民票を取れば、そこで本籍の記載のある住民票を取れば本籍は分かりますから、附票を取ればそれで済むだけのことなのであって。そんなセンシティブな情報を全生徒の分、本当に見えるようにする必要はあるのだろうかという問題についてはどう考えますか。

【成田センター長】その辺についてですね、今後その住民記録システムを管理しているシステム会社と私どもとで画面の展開等についてのそういう工夫ができるのかどうかといったことは色々と協議していきたいなと思っておりますが、今聞いている話では、この①から⑦までの項目がオンラインではつなぐことができるという話を伺っている段階でございます。

【矢吹副会長】問題は1の情報だけください、2の情報だけくださいということができるのか、それともできないのか。できないならできないものとして、果たしてオンライン結合が相当であるかどうか考える必要があるわけでね。その使う使わないじゃ無くて、見えてしまうというところに問題があるわけだから、そのシステム的にはどうなんだろうかという点を確認していただかないと多分結論は出せないと思います。

【成田センター長】その、そういう協議のお時間をいただけますか。

【向田会長】だから今の話でいくと、今日の審議の中で終われる話じゃないですね。かなりこの話のズレがありまして、我々の持っている感覚と。それをもうちょっと詰めないと。もう画面に出ることは分かりましたから。だから本当にそこまで必要なのかというのがこちらの問題意識な訳で。そのうちこれとこれだけ使いますという話じゃないから。ちょっと難しいですよね。

【植松委員】お伺いしたいのですが。

【向田会長】どうぞ。

【植松委員】もし、オンライン結合をしたとしますよね。その時に作業をする方はどういう立場の方で、その作業に携わる方は何人くらいいらっしゃるのかということを知りたいのですけれど。

【成田センター長】はい。その作業に携わる者は、ここの給食センターの職員でございまして、事実上2名の職員となっております。

【斯波委員】あの、ちょっとよろしいですか。この問題点というのは、給食費をきちんと100%納入していただくということが最大のポイントですよね。で、今の現実の滞納と言いましょうか、滞納の処理というのは督促状の郵送のみ、なのでしょうか。現実はどういうような形態で収納を高めているのでしょうか。ちょっと、そのへんが良く分からぬのですけれども。

【新井田主任】督促状及び催告状の文書と訪問徴収の形を取っております。

【斯波委員】訪問徴収をしているのですね、文書の郵送の他に。なるほどね。ですからそういう意味では支払義務者である保護者の方の住所が特定できればいいわけですね。それだけですよね、極端に言うと。そのために、オンラインを結ぶということですね。どうなんでしょうか。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】支払義務者の住所を特定できれば良いという事ですね。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】あとは郵送にするか訪問するかというだけですね。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】余分なところを切つてしまふとそれだけで済む話ですよね。そうすると、本当にオンラインを結ばなければならぬのかどうか一つ疑問があるのですけれどもね。つまり先ほど民民の契約だという話になっていましたけれども、学校から提出してもらった児童生徒の名簿からスタートしているようにこの文書は読めるのですけれども。それは保護者が書いたものなのですか、学校で学校のどなたかが書いたものなのでですか。ちょっと、それが良く見えないのですけれども。

【新井田主任】はい。まずクラス単位で保護者より担任のほうに預けていただく形でそのクラスごとでまとめていただいたものが学年として学校の方からデータをいただいているというのが今の現状です。

【斯波委員】ということは保護者が書いた書類でいいのですね。

【新井田主任】基本的には、はい。

【斯波委員】学校の先生が書くとかいうことではないですね。

【新井田主任】はい。

【斯波委員】なるほど。ということはそういう様式があって、給食センターさんのほうで直接保護者の方に郵送して書かせて学校に提出させるのですか。それとも。システムが良く分からぬのですけれども。

【新井田主任】今まで各学校にお願いをして、4月に入学されますので、そのあと、クラス単位に分かれますので、クラスが確定した時期に提出を口座振替の依頼書とともにお願いしているところです。

【斯波委員】ああ、なるほどね。つまり、そうすると一定の様式があつてその学校に渡して、新入生が入ってきたらということですか。毎年更新するのですか。

【新井田主任】毎年です。

【斯波委員】毎年更新するのですね。毎年4月なり3月なりで、一定の時期に学校を通じて保護者にその様式を配つて、そこで書いていただいて。

【新井田主任】学校のほうに依頼をさせてもらい、学校で取りまとめていただきます。

【斯波委員】学校で取りまとめて、それで給食センターに来るということですか。

【新井田主任】学校の方から名前、住所とか入ったデータをいただいているところです。

【植松委員】そのとこで聞きたいのですけれど、保護者なりが提出をしたものそのものが給食センターにいくのですか。それともその間に誰かが介在しているのですか。

【新井田主任】保護者より学校に届き、先生がまとめたものが給食センターに届きます。

【植松委員】集約してデータ化したものが給食センターに行くのですか。

【新井田主任】そうです。

【植松委員】要するにそこでさきほどのお話の間違が発生したりしているということですか。

【新井田主任】はい。

【植松委員】その精度を上げていただくことは出来ないのでしょうか。

【新井田主任】毎年お願ひはしております。

【斯波委員】毎年出させているのですよね。

【新井田主任】新1年生に対してです。

【斯波委員】新1年生だけですか。では、2年生、3年生はどうなのですか。

【新井田主任】基本的には持ち上がりですので、住所の変更があった場合はまた別扱いとなります。

【植松委員】あの、すいませんシステムが良くわからないので、突っ込んで聞かせていただきたいのですけれど、そのデータというのは給食費を支払うためだけに保護者の方にお願いをして出していただくものですか。それとも他のものにも転用というか他のものにも使ったりするデータですか。

【新井田主任】学校給食費に限ってです。

【植松委員】学校給食費のみですか。だとすればそこでデータとして集約する必要というのはあるのでしょうか。それそのものを給食センターに出してもらえば間違いは発生しないのではないか。

【近藤主査】保護者に出してもらっているのは新入学児童だけです。給食費の申込書ということで。それは必ず1年生には出してもらっています。それ以外2年生以降については学校からもらうのですけれども、それは学校が給食費用に作ったデータなので、その作り方はウチのほうでは把握していないのですけれども。

【矢吹副会長】1年生だけなんですか、もらっているのは。

【近藤主査】申込書としてもらっているのはそうです。

【斯波委員】つまり2年生、3年生とずっと6年生まで持ち上りますよね。そうするとその間最長6年間の中で、当然、住所が変わったり姓が変わったりとか色々な家庭の事情が出てきますよね。それは学校の先生が処理しているということですか。

【近藤主査】それをしていただかないと、うちのほうではわからない。

【植松委員】転出入も含めてですよね。

【近藤主査】そうです。

【矢吹副会長】例えば転校するとかありますよね。それも転校先で新たに本人が申込書を出すのではなくて、その学校の先生が書いて出すことになるのですか。

【近藤主査】給食費に関してはそうですね。学校から「この子が転出したよ。」とか「転入したよ。」という連絡をいただいて、うちのほうでわかるということです。

【矢吹副会長】で、転入したでしょ、石狩市内だとしますね。引き落とし口座は、そのまま前のを使うわけですか。

【近藤主査】市内移動ですか。

【矢吹副会長】市内移動です。

【近藤主査】そのままのことが多いですね。

【矢吹副会長】あの、もう一度口座引き落しのための依頼書を出させるのですか。出させないのですか。

【近藤主査】市内移動だったら、出させないです。

【村上委員】それは学校給食費収納管理システムの中に入るわけですよね、その情報が。

【近藤主査】口座情報ですか。

【村上委員】口座と個人名と住所と。それで出来ないのですか。住民基本台帳とどうしても結合させないとだめなんですか。

【斯波委員】途中、途中で変わっちゃうから、住所変わったりとか。家庭事情が色々あって姓が変わったりとか、あるいは親権者が変わるとかいろんな事情がたくさんの中では出てきますよね。

【村上委員】でも、その都度給食にからんでね、親と学校とでは、そういう情報は普通は伝わるはずなんですかね。

【矢吹副会長】そこが自分の仕事じゃない、というところが学校の先生の側にもあるのでしょう。本来は、少なくとも学校を変わるとときは本人に出させたほうがいいと思うのですけれどもね。

【斯波委員】さきほど、民民の契約が、という中で、新1年生だけは分かりましたけれども、それ以外は民民の関係では無いですよね。

【村上委員】その都度、給食センターに直接行ってくださいというか直接通知してくださいとか、そういう形を取ると正確ですね。そうでないと、食べれませんって言う。それでだめだからということがこの話なのかなとは思うのですけれど。なんと言ったって数的には全体のうちの8割9割は何とかなっているという部分で、残りの1割という部分でのオンライン結合という発想が私としては、ちょっとおかしいのではないかなというふうに思いますけれども。

【斯波委員】私の率直な感想でいけば、さきほど言ったように児童生徒の名簿を最初に提出させるということ。最初だけじゃなくて、毎年提出するか、あるいは移動があったときは必ず提出していただくというような前提で新1年生のときに書いていただくというような。何かそういう別の手当てをしたほうがよりいいんじゃないかなというような感じがして。こういうオンラインを結合することで、即するのはどうなのかなという感じがちょっと、私の個人的感想ですけれども、そうは思ったのですけれども。

【向田会長】まあ、こう出てもわかるように、この雰囲気では中々「そのとおり。宜しいです。」とはいかない。もう1回出すかもうちょっと話を限定していただくかしていただかないと、というのが皆さんの意向のようですけれども。

【佐々木部長】もう1回やるしかないんじゃないですか。

【百井部長】基本的に、今、(2)の情報内容の①から⑦が全部こう見えてくるという前提の中でどう対応するかというのがまず一番大きな問題がありまして。さらに今いくつかご指摘いただいているように申込みから収納までのそこまでの仕組みをしっかりと説明しきれていないというところもありますので、大変、時間を要して申し訳ないのですが、もう1回整理し直してですね、ご相談するということがいいんじゃないかなと思っております。ただ、できるだけ速やかに進めたいと思いますので、総務部のほうと相談

して、またご足労いただきたいというふうに思うのですがよろしいでしょうか。

【向田会長】形の上では、継続というふうになりますか。

【椿原課長】はい、そうですね。

【向田会長】そういう形で、この件は。

【百井部長】申し訳ありません。

【向田会長】前に、給食センターについては情報公開で議論した記憶ありますよね。僕の記憶では、あれは限定したものなんだよね。

【椿原課長】過去、ですか。

【向田会長】ずいぶん前なのだけれども。この収納管理システム、確かにそれで記憶あるのだけれども。まあ、ともかくこの案件につきましては、今、言ったように継続ということで処理したいというふうに思いますので。よろしいですか。

質問②

【向田会長】それでは質問の2番目、北海道公立学校校務支援システムの導入に係るオンライン結合について、ということで。それでは担当課のほうから説明願います。

【樋口主査】教育委員会生涯学習部学校教育課主査の樋口と申します。私の方からは校務システムの概要の説明をさせていただきます。それ以外の内容等におきましては、同じく、学校教育課主査の山下から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めにお願いがございます。本日、資料としてお配りをさせていただいております、書類番号の「3-3 校務支援システム通信ポリシーイメージ図」におきましては、システムのセキュリティ上、重要な事項の一つでもありますことから、本審査会終了後、回収をさせていただきたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今回、質問をさせていただいております「北海道公立学校校務支援システムの導入に係るオンライン結合について」ですが、平成23年度第2回審査会（平成23年9月7日）質問の「北海道公立学校校務支援システムの試験運用に係るオンライン結合について」及び平成23年度第4回審査会（平成24年3月22日）質問の「北海道公立学校校務支援システムの導入と試験運用に係るオンライン結合について」の2件の答申をいただきましたものから発展いたしまして、システムの仕様の修正等を図った中で、対象校の範囲を全校に拡大をさせていただくものでございます。

平成23年度第2回審査会におきましては、北海道教育委員会が開発した校務支援システムを石狩市において、平成23年度から試験運用することに伴いまして、対象となる7校における児童生徒及び保護者、教職員に関する情報についての外部機関とのオンライン結合についてご審議をたまわりました。

また、平成23年度の第4回審査会におきましては、さらに1校を対象校とさせていただきたく、ご審議をいただいたものであります。

いずれにつきましても、本審査会においてご承認の答申をさせておりまして、附

帶意見といったしましては、個人情報の取扱いは細心の注意を払うこと。とご意見をいただいているところでございます。

これまでの2回の審査会においてご説明させていただいておりますが、繰り返しのご説明にはなるかと存じますが、校務支援システムとはどういうものなのかというところも含めまして説明をさせていただきます。

本校務支援システムは、学校、児童生徒に関する様々な情報をデジタル化いたしまして、教職員間で共有するシステムを構築することで教職員の事務負担の軽減を図ることを目的としております。

データの一元管理をすることで、情報の即時性・正確性、帳票作成の簡便化、情報の保管性の向上等が図られるものでございます。

取り扱いますデータといったしましては、「書類番号 3-2」をご覧いただきたいのですが、従前と同様の内容とはなりますが、出欠管理、成績処理、児童生徒及び保護者の氏名等の基本情報、指導要録等の教務処理、健康診断、保健室利用状況等の保健情報、中学校における高等学校向けの調査書の進路指導情報、これに教職員情報等が加わる形になります。

また、本システムとの通信環境でございますが、「書類番号 3-3」をご覧いただきたいと思います。

このシステムは、閉ざされた通信ネットワーク内での接続となりますので、皆さんが利用されているインターネットからのアクセスができない仕組みとなっておりまして、通信するデータにつきましても、暗号化処理がされた端末、ここでいいますと、左上に表記されております小中学校、教育委員会と右下段部分に表記の（新）校務支援システムサーバ群との間で通信がなされることになっておりまして、途中で盗聴ですとか、改ざんなどを防止する仕掛けがなされております。なお、（新）校務支援システムの内容につきましては、あとで、ご説明をさせていただきたいと思います。

次に、「書類番号 3-4」をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、『SLA』、事業者、ここでは、株式会社H A R Pになりますが、校務支援システムのサービス品質の保証範囲を明記したものになります。これら通信環境の部分を含めまして、これまでと同様のセキュリティ対策がなされたものとなってございます。

次に、「書類番号 3-5」をご覧いただきたいと思います。さきほど、「書類番号 3-3」の通信ポリシーイメージ図で申し上げましたが、（新）校務支援システムの経緯といたしましては、北海道教育委員会が「北海道公立学校校務支援システム」を構築いたしまして、全道市町村教育委員会に対し、同システムの積極的な利用への働きかけもあり、本市においては、平成23年度より試験的に運用を開始しているところでございます。

しかし、当該システムの仕様が道立高等学校をベースに作られていることや、各帳票の不整合等から各市町村において、導入校の拡大が図られないなどの課題がありまして、北海道教育委員会において、システムの抜本的な見直しを行い、他社の校務支援システムをベースに、道内市町村立小中学校に特化いたしましたシステム仕様の修正を図った

ところでございます。現在、北海道教育委員会の主導のもと、具体的な運用方法等において調整を行っているところでございます。

(新) 校務支援システムの導入のメリットといたしましては、安定的なシステム運用として、道外ではありますが、4,100校の導入実績がございまして、運用上も信頼があること。機能性の向上などが期待されているものでございます。

また、これも道外のお話にはなりますが、このシステムを導入した学校からは、業務の効率化が図られ、子供と向き合う時間を増やすことができたなどの成果が出ているようございます。

次に、(新) 校務支援システムの機能メニューですが、従前からのシステムメニューを網羅した機能を有してございます。

最後に、北海道教育委員会における導入イメージ、方向性についてでございますが、石狩管内を全道のモデルエリアといたしまして、平成30年までに石狩管内統一システムとして導入を目指すものとしておりまして、北海道教育委員会におきまして、各自治体に赴きまして、新システムの概要及び導入検討について、説明を行っているところでです。

本市におきましても、平成27年度におきましては、小学校6校、中学校1校から導入を図りまして、北海道教育委員会が目指しております、年度を目標としまして、市内全校にて導入する計画がありまして、今回、本審査会において、諮問をさせていただいたところでございます。

以上、資料の説明をさせていただきました。

【向田会長】前は試験運用で、今度は、全面的にということでございます。どうぞ、ご自由に。

【斯波委員】今のお話にもあったように、平成30年度を目処にして、北海道全体として全域でこれを導入するという方向性が決まっているのですね。

【樋口主査】北海道教育委員会としては、まず平成30年に、管内を面的にエリアを整備していきたいということで、各自治体に呼びかけをしており、詳しく説明に伺っていることですけれど、北海道教育委員会の教育長の会議とかの中では、合意形成は図られていると伺っております。ただし、各自治体の財政状況等もありますので、次の年はどの市町村ということには中々ならないのかもしれませんけれども、やっていくという方向性は統一されているということになっております。

【斯波委員】そうすると、今年については今回これで諮問をしてOKということになったときにはどんな計画になるのですか。

【樋口主査】本市におきましても、まずは市内小学校を整備をさせていただいた中で、次に中学校ということで考えております。一応、平成29年度までには市内全校を整備することを目標にしております。ただ当市におきましても、財政状況等もございますことから、その年度ごとに財政部局との協議に諮られるかとは思いますけれども、その部分も含めまして、これから検証等も含めまして今後検討していくことになるものと思

います。

【向田会長】このH A R Pという会社は、どういう会社なのですか。

【樋口主査】株式会社H A R Pというのは、電子自治体を推進するために設立された民間の会社なのですが、北海道と道内の大手の企業が共同で出資しましたいわゆる第三セクターの会社です。業務としましては、電子自治体の推進でして自治体の電子申請システムですとか、あと電子入札システム、あと公共施設の予約管理システムなどを提供している会社でございます。一部、住民記録などのシステムも手がけている会社になります。

【村上委員】あの、いいですか。

【向田会長】どうぞ。

【村上委員】このポリシーイメージ図というのをずっと見ていてですね、前の既存校務支援システムというのが高校中心で、そして新しいのが小中学校に特化したというようなことになっているわけですけれども、具体的に言うとどんなことなんでしょうか。

【山下主査】内容で良ろしいでしょうか。

【村上委員】内容で結構ですけれど。

【山下主査】今まで道立高校を中心に作られていたもので、小学校ですと担任制で、ひとりの担任の先生が全て授業を見ていたのですけれど、高校ですと科目ごとに担任が違いますので、小学校なんですけれども国語の授業のときに担任が誰をやる、算数のときに担任が誰をやるというのをいちいち入力していくないと、何も作れない仕様なんですね。それを今回、小中学校に特化したということで、そういうのを一斉に排除していく、時間割も作りやすくなっていることになっています。

【村上委員】それで、このイメージ図を見た場合に、これは小学校、中学校、教育委員会ということで、学校内ではなくて、ここで見れるわけですか。

【樋口主査】各小学校は、自分の小学校しか見れないですし、他の学校のものを見るることはできません。また、他市町村のものを見るということもできません。また、みなさんと通常ご利用いただいているインターネットから入り込むことが技術的にできない仕組みになっています。

ですから、左上の「石狩市小学校」の下に「インターネット」ってありますけれども、そこからは入り込めないような仕組みになっております。

【村上委員】学校内だけ、ということなんですね。

【樋口主査】学校内と教育委員会も、システム上は。

【村上委員】学校と教育委員会は見れるのですね。

【樋口主査】見られるということです。

【向田会長】そうすると児童生徒の個人情報は、小学校の時の情報は、中学校にも渡るのですね、石狩に関しては。

【樋口主査】システム的には出来るんですが、石狩市内であれば手続き的には可能ですが、市内全校がそろわないと中々。整備がされていない学校に行った場合は引き継

げないということになりますので。石狩市内全部がそろったときには、そういう形にはなるのかなと。ただ、ゆくゆくは石狩管内全てがそろえば、石狩管内で転校していけば、そのデータが引き継げるというのがシステム的には可能となります。

【向田会長】それで、前回の時にも問題になったのは個人情報をね、どういうふうに管理されているのかなあということが前回問題になったのですけどね。だから、石狩の小学校内部だけではないわけですね。出た情報は、将来的には中学校、管内中学校と。

【樋口主査】市内中学校とかいう引継ぎの処理をすれば可能となってきます。

【向田会長】その処理の過程というのは、どういう形になっているわけですか。

【樋口主査】進級処理という形でデータを引き継ぐことになるのですけれども。一つのデータベースがありまして、そこから、例えば同じ学校区の中学校であれば、そこに設定して見れるという許可を設定する形にはなりますね。それは、私たちのほうから、事業者に承認の許可をしてという手続き行為をもちろんしなければいけないわけですけれども。

【村上委員】以前、学校の問題があったときにですね、いわゆる記録は年度ごとで消すから、前年度以前のものは残らないと。そういう言い方をされたことがあるわけです。これは、その年度内は有効に使われる部分もあるのかなあと思うのですけれど、この記録が持ち上がっていくということは無いですよね。個人的な情報は持ち上がる、ということですかね。住所とか氏名とかそのような。

【向田会長】その個人情報は、だから特定された情報がずっとつながっていくと。

【矢吹副会長】ここでいうと調査書なんていふのは。

【村上委員】調査書や成績とかは。

【樋口主査】同じ学校区でつながっております。同じ小学校区と同じ中学校区であれば今はそういう形はできませんが、ゆくゆくはそういう形も可能かと。

【村上委員】あの、年度を越えてつながるということなんですね。過年度の成績、前はこうだったというのも見れると。

【矢吹副会長】だから、石狩市内の小学校に入って、石狩市内で中学校卒業までいたとしたら、その間の情報は全部、中学校へ進んだら中学校の側で小学校の分まで含めて見れるということですね。

【樋口主査】そうですね、はい。

【村上委員】ということは以前、学校ではそういうものは無いとか、わかりません。とか言ったことがある。それは、もう言えないということになってしまいますね。教育委員会としては、見れば見えるということで。その子はどういう子であったかということはね。そういう可能性もあるということですね。

【山下主査】はい。指導要録というのが学校には必ず整備しなければならないことになっていて、指導要録は小学校であれば6年間、中学校であれば3年間継続して使うものですので、それはもちろん引き続いて、当然途切れることなく情報は使われていると。

【村上委員】その年度内の部分は残ると。

【向田会長】いえいえ、そうじゃなく。

【山下主査】卒業しても。今は紙で指導要録を管理しているのですが、紙は卒業後 20 年間は保存ということになっているので、指導要録はそれくらい大切というか、重要ななものということで保存はずっとされることになっています。

【矢吹副会長】今度はそれがそのままいわば中学校に送られるみたいな格好になるわけですね。

【村上委員】指導要録は紙では残るのですか。

【山下主査】今は、紙が原本になっております。今はワープロのようなもので打っていて、それを紙で出して担任から教頭、校長が判子を押したものが原本になっていて、1 枚目は住所が変わったり、名前が変わったりしているのが、小学校であれば 6 年間使われるのですが、後ろにある成績なども 6 年間使われるのですが、実際には 6 枚継ぎ足していくって保管されるという形になります。

【矢吹副会長】今度はどうなるのですか。これを導入した場合に、紙ベースに打ち出して保管はやっぱりするのですか。

【山下主査】今のところは、紙で出したもので校長先生まで判子を押したものが原本ということで、紙が原本として保管されると。

【村上委員】行き渡るとどうなる。

【矢吹副会長】これ全部導入されて本当に業務が、ここで議論する必要の無いことですけれども、業務が簡便化するのだろうかと。結局全部入力したものを、もう一度プリントアウトして。

【山下主査】指導要録は表紙を含めて一人 3 枚のもので、年に 2 回、3 枚打ち出すものであれば、それを作る手間を考えると、相当削減されるかと。

【向田会長】その児童生徒の個人情報へのアクセスする責任者というのは、それぞれの学校ごとに決まつてくるわけですか。

【樋口主査】そうですね。その学校ごとで校長をトップとしまして、教頭とシステム運用管理者のそれぞれの権限によって見れる項目が違ってきます。

【村上委員】見れる項目が違う。

【樋口主査】そうですね。触れるところが違う。あと、学年主任は他のクラスは見れるけれども、担任であれば自分のクラスしか見れないだとか学校の運用ルールの中でも学校管理責任者が設定し直すことも可能です。

【村上委員】人によって見る範囲が違う。

【斯波委員】平成 23 年度の試験的に運用した時点では、まず小中学校に特化したシステムというのはなかったのですよね。

【樋口主査】そうです。

【斯波委員】これは、特化したもののシステムというのはいつから出来ているのですか。それともこれからなのですか。

【樋口主査】今、調整をしているところで、物自体はできているのですけれども、帳票

等細かいレイアウトを各学校に照会して、これでいいか。とかいうことをやっています。

【斯波委員】そういう作業中ですか。

【樋口主査】はい。

【斯波委員】なるほどね。

【矢吹副会長】指導要録は紙ベースでも保管されるということですけれども、バックアップはどういうことになるのですか。いくらセキュリティうんぬんといつてもねサーバーがダメになったときに、学校側は一切情報が無くなりましたということにはならないのではないか。

【樋口主査】本体とサーバーのバックアップもまた二重で取られるという形になりますので、そのサーバーのバックアップについても、例えば一つのハードディスクが壊れても他の複数枚のハードディスクに保管されるような仕組みになっています。本市や他の市役所の行政システムだとかと同様かと思うのですけれども。

【村上委員】確認ですけれども、今まで北海道スクールネットというところに入っていたわけですよね、試験的に7校とか。

【樋口主査】動き的には、ポリシーイメージ図とは同じでして、今まで既存の校務支援システムサーバー群につながっていたような感じになりますね。今は既存校務支援システムサーバー群と新校務支援システムサーバー群と二つあるのですけれども、今回、新校務支援システムサーバー群のほうに私たちはつなぐ形になりますが、今まで既存校務支援システムサーバー群につながっていた形になります。

【村上委員】新しくここにつながった時点では、この既存の方からはその情報は外れることがありますか。

【樋口主査】外れる形になります。

【村上委員】全く無くなるということですか。

【樋口主査】無になります。

【村上委員】ということですね。これは市町村でそれなりの負担が生じるということになるのですか。

【樋口主査】はい、月額利用料という形になります。

【村上委員】これは他の市町村もほとんどこういう形で、さきほど石狩管内がというお話をあったのですけれど、石狩管内ではそういう動きなのでしょうか。

【樋口主査】現在、平成27年度から私たちと同じように運用させていただいているのは千歳市、恵庭市、新篠津村になります。

【村上委員】管内でもそれくらいということなんですね。

【樋口主査】そうですね。

【村上委員】さきがけということなのかな。

【樋口主査】恵庭市においては13校全校が平成27年度からということになっております。

【村上委員】近いところではベネッセの情報漏れというのがあったように、絶対間違い

が無いとは言えないというのがこういうのには付くんじゃないかなと思うのですけれど。きちんとやれば効率的なのかという。そういうところです。

【向田会長】試験運用の成果を踏まえてというところですか。いかがでしょうか。これまで試験運用だったのですけれど、その成果を踏まえて、できれば速やかに石狩管内で進めていきたいということでございますけれども。で、4月から入るわけですか。

【樋口主査】はい、4月からデータを入れていくという作業が入っております。

【向田会長】特に異論が無ければこのまま進めてもらうということでよろしいですか。

【全委員】はい。

【樋口主査】ありがとうございました。

○閉会

【向田会長】これをもちまして、今回の審査会を閉会いたします。皆様、長時間に渡りありがとうございます。

議事録確定 平成27年4月11日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長____向田直範____印